

しまね

生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ: <https://seiei-shimane.or.jp/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail : shimanecenter@seiei.or.jp

第79号



青石畳通り(美保関町)

平成18年『未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選』に認定。美保関は美保神社の門前町として繁盛した町でした。美保神社から仏谷寺に至る石畳の通りは江戸時代の参拝道の遺構です。美保神社の鳥居をくぐり右に曲がると石畳の通りに入り、150mほど行って左に曲がり100m行くと仏谷寺に着きます。神社前の通りには越前の笏谷石が使われ、本通りには周辺の海岸から運ばれてきた同じ緑色凝灰岩の森山石が敷かれています。形は正方形に近い物から長方形など様々で、中には80cm四方の大型の敷石もあります。

〔松江観光協会美保関町支部HPより〕

就任のご挨拶



盛夏の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
私こと、6月の役員改選におきまして、(公財)島根県生活衛生営業指導センター及び島根県生活衛生同業組合連合会の理事長に就任することとなりました。

生活衛生関係営業は、県民の皆様にとって日常生活に密着した身近で無くてはならない存在であります。昨年来から続くコロナ感染の拡大によって県民への直接のサービスを生業とする生衛業を直撃し、売り上げがない期間が生じるなど過去に経験したことのない厳しい経営状況が続いています。

このような状況のなかで、良質なサービスの提供やガイドラインを用いた衛生水準の向上に努められていることに対し深く敬意を表します。

当センターにおきましても、組合活動を積極的に支援するとともに経営の安定化を図るための融資のご相談や経営に関するご相談、各種の情報提供等を着実に実施し、適時適切に生活衛生関係事業者のお役に立てるよう努めているところです。

このような大変な時期に理事長をお引き受けすることとなりましたが、精一杯努めさせていただきますので、皆様方の一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人
島根県生活衛生営業指導センター
理事長 後 藤 勇

就任のご挨拶

島根県健康福祉部薬事衛生課

課長 嘉 藤 健 二



盛夏の候、営業者の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

私こと、本年4月1日付けで薬事衛生課長に就任いたしました。「しまね生衛だより」の発刊に当たり誌面をお借りして御挨拶申し上げます。

生活衛生関係営業は県民の日常生活に密接に関係していますが、営業者の皆様の日々の御尽力により良質なサービスや商品を提供されることにより、県民生活の質の充実と向上が図られておりますことに対しまして深く敬意を表します。

さて、世界各地で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、未だに終息する気配が見通せず、まさに未曾有の大災害ともいえる状況です。

県では、県民及び事業者の皆様、「3つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など、様々な感染予防対策に取り組むようお願いしているところです。

また、飲食店における感染防止対策を推進するため、第三者による認証制度である「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度を今年8月頃に導入することとしています。今後、飲食店の認証取得を促し、県民や来県者のみなさまが、安心して飲食店を利用できるよう取り組んでまいりますので、皆様には特段の御理解と御協力をお願いいたします。

引き続き、皆様方と連携を密にしながら、生活衛生業界の活性化と消費者サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合のますますの御健勝と御繁栄を祈念申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

新任のご挨拶

日本政策金融公庫 浜田支店

支店長 馬 場 恒 成



盛夏の候、生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より日本政策金融公庫の業務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

生活衛生関係営業は、私たちの生活に不可欠な存在であり、多様なサービスや商品の提供を通じ、国民生活の向上と地域の活性化に貢献しておりますことに対しまして、深く敬意を表する次第です。

私こと、本年3月25日付で浜田支店長に就任いたしました。「しまね生衛だより」の紙面をお借りして一言ご挨拶申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、外出自粛や営業時間短縮の要請、イベントの中止などが相次ぎ、人々の日常生活に密接に関わる生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、とりわけ甚大な影響を受けておられるものと推察いたします。

私ども日本政策金融公庫といたしましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、最優先で取り組んでまいります。さらに、今後は、資金面からの支援はもとより、コンサルティング機能を充実させ、事業の継続や成長をサポートする情報の提供など、様々な取組みを通じまして、コロナ渦に立ち向かう事業者の皆さまを全力で支援していく所存です。

また、経営者の高齢化とコロナ渦を背景に廃業の増加が懸念されており、事業の担い手を確保していくことも、喫緊の課題となっています。こうした状況に対応し、事業承継診断や事業承継マッチング支援といった取組みを推進し、事業承継支援にも力を入れてまいります。今後とも、一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、島根県生活衛生営業指導センター並びに各生活衛生同業組合の益々のご発展と、組合員の皆さまのご商売の繁盛を祈念いたしまして、新任のご挨拶とさせていただきます。

◇県生活衛生同業組合連合会 理事長表彰

別持小植村
 (飲食業生活衛生同業組合) 所秀敏様
 (飲食業生活衛生同業組合) 田公丸様
 (飲食業生活衛生同業組合) 林敏行様
 (旅館ホテル生活衛生同業組合) 田祐市様
 (食肉生活衛生同業組合) 村上聖継様

栄えある受賞
おめでとうございます



永年にわたり、業界の発展に貢献された方々が受賞されました。心からお祝いを申しあげます。

令和3年度
生活衛生業界 功労者表彰

組合トピックス



島根県理容競技大会開催

理容生活衛生同業組合 理事長 福代一成

昨年度は新型コロナウイルスで約40年ぶりの全国理容競技大会IN島根が中止となり、県競技会も中止となりました。2年ぶりに令和3年6月28日(月)県競技大会を開催致しました。今年度の開催は出来ましたが、マスク着用、消毒、検体等感染対策を徹底して、来賓無、無観客、モデル無、マネキンでの大会となり、声援は無くても、選手は日頃の練習の成果を発揮して素晴らしい作品を完成させました。優勝選手は令和4年2月22日(火)神奈川県大磯橋ホールで第73回全国理容競技大会に出場致します。最高峰の作品で、日本一を目指して頑張ってください。



HACCPセミナー開催

旅館ホテル生活衛生同業組合

2020年6月から施行が開始されたHACCPですが、一年間の移行期間を経ていよいよ2021年6月から完全に義務化となる前、令和3年4月13日(火)くにびきメッセ(松江市)において、令和3年度振興交付金事業として『HACCPセミナー』を開催いたしました。

講師をホシザキ中国株式会社様にお願ひし、47名の方に参加して頂きました。

HACCP重要な点を基本に、管理方法、導入メリットをわかりやすく説明して頂きました。

実施することは3つ、衛生管理を作成し実施、記録・確認する事、衛生管理の「見える化」を実施する事が必要となります。

日頃行っている調理製造に係るすべての方が誰一人欠けることなく実施する事が美味しく安全な商品を提供することが出来るので、このセミナーで学んだことを活用して頂くようお願い致しました。

今後も組合員様へ優位となるセミナーの開催をしていきたいと思ひます。



島根県からのお知らせ

新型コロナウイルスの接種を受けていない人への差別・偏見・いじめは許されません

新型コロナウイルスの接種は強制ではありません。予防接種を受けることによる感染予防の効果と副反応のリスク双方を理解したうえで、接種を受けるか受けないか判断していただいています。体質や病氣治療中などが理由で受けられない人もいます。

職場などでの接種の強制や、接種を受けていない人への差別や偏見につながる行為、誹謗中傷などは絶対に行わないでください。

新型コロナウイルス感染症に関連して人権侵害を受けたら
島根県人権啓発推進センター相談窓口（平日午前8時30分～午後5時15分） TEL：0852-22-7704(松江)
0855-29-5530(浜田)
法務局 みんなの人権110番（平日午前8時30分～午後5時15分） TEL：0570-003-110

令和3年度クリーニング師研修・業務従事者講習を開催します

クリーニング業法では、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及び業務従事者は定期的に研修・講習を受けなければならないと定められています。

この研修・講習は消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために実施するものです。

クリーニング師

業務に従事した後1年以内に、その後は原則として3年を超えない期間毎に受講しなければならないと定められています。

業務従事者

営業者は、従事者数の5分の1の業務従事者を選びクリーニング所の開設後1年以内にその後は、3年を超えない期間毎に毎回受講させなければならないと定められています。

□研修・講習科目の内容

1. 衛生法規及び公衆衛生
2. 洗濯物の受取、保管及び引渡し
3. 洗濯物の処理
4. 繊維及び繊維製品

□受講料 クリーニング師研修 5,000 円 業務従事者講習 4,500 円

□申込方法

受講をご希望の方に受講申込書をお送りしますので、指導センターへご連絡下さい。

□研修会・講習会の日程

区 分	日 時	場 所
クリーニング師研修	令和3年10月24日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
	令和3年11月14日(日) 午後12時30分～午後5時	いきいきプラザ島根 (松江市東津田町1741-3)
業務従事者講習会	令和3年10月24日(日) 午後12時30分～午後5時	いわみーる (浜田市野原町1826-1)
通信制 クリーニング師研修 業務従事者講習	＜受講申込期間＞ 令和3年11月1日(月)～30日(火) ＜レポート提出期限＞ 令和4年1月11日(火)	—



食品等事業者のみなさまへ



食品衛生法の改正により新たな制度が始まります。

※新たな制度は令和3年6月1日から始まりました。

食品衛生責任者の選任

食品衛生責任者は施設ごとに設置する必要があります。
詳しくは島根県のホームページをご覧ください。

HACCPに沿った衛生管理

詳しくは島根県のホームページをご覧ください。

営業の届出

営業を行う際は、最寄りの保健所に**あらかじめ**届出が必要です。
令和3年5月31日以前から営業している食品等事業者は、
令和3年11月30日までに届出が必要です。



Q：具体的にどのような業種が届出制度の対象ですか？

旧許可業種

食肉販売業（包装済みのものに限り）、魚介類販売業（包装済みのものに限り）、乳類販売業、氷雪販売業、コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）

販売業

弁当・野菜果物・米穀類販売業、コンビニエンスストア、百貨店、総合スーパー、自動販売機（営業許可の対象となるものを除く）による販売業、その他の食料・飲料販売業など

製造・加工業

添加物・いわゆる健康食品・コーヒー（飲料の製造を除く）・農産保存食料品・調味料・糖類・海藻の製造・加工業、精穀・製粉業、製茶業、卵選別包装業、その他の食料品製造・加工業

その他

行商、集団給食施設、器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）など

Q：届出はどのようにすればよいですか？



紙面での提出、またはインターネットによる方法で届出を行います。



STEP1 食品衛生申請等システムのページに行きます



食品衛生申請等システム

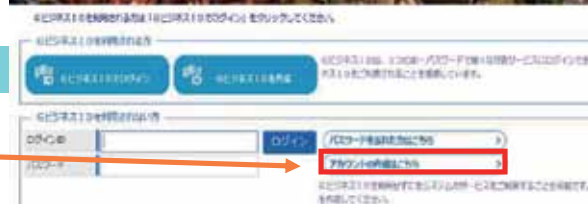
食品衛生申請等システム

検索



STEP2 まずは事業者のアカウントを作成します

- ①「アカウントの作成はこちら」をクリック
- ②画面に従い、担当者・事業者の情報を入力・登録します



STEP3 次に「営業の届出」から新規の届出を行います

- ①「営業の届出」をクリック
- ②「新規届出」をクリック
- ③届出者・営業施設の情報・営業の種類・食品衛生責任者の情報などを入力・登録します
- ④システムに入力した情報は最寄りの保健所に届きます



STEP4 最寄りの保健所による受付が完了したら、完了通知が届き、手続きは終了です



ヘルプデスク等の詳しい情報は ⇒

島根県 営業届出

検索



島根県

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根県連許第6511号

事業者のみなさまへ 受動喫煙防止対策されていますか？

改正健康増進法が、2020年4月1日より全面施行され、
多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となりました。



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。
喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



受動喫煙の
ない社会を！

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。
喫煙可能とする飲食店は、最寄りの保健所へ届出を提出していただきますようお願いします。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可



相談窓口、各種支援制度をご利用ください

◆受動喫煙防止対策の技術的な相談

事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について専門家による電話相談です。
【相談先】一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
TEL:050-3537-0777

◆受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主等を対象に喫煙専用室の設備・改修にかかる一部費用を助成します。
【相談先】島根労働局 健康安全課 TEL:0852-31-1157

◆相談窓口(小規模飲食店の届出等に関して)

最寄りの保健所等へお問い合わせください。
●松江市・島根県共同設置松江保健所 TEL:0852-23-1314
●雲南保健所 TEL:0854-42-9637
●出雲保健所 TEL:0853-21-8785
●県央保健所 TEL:0854-84-9821
●浜田保健所 TEL:0855-29-5552
●益田保健所 TEL:0856-31-9536
●隠岐保健所 TEL:08512-2-9713
●島根県健康推進課 TEL:0852-22-6131

日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する
融資制度のご案内

生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス感染症関連)

ご利用 いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000万円(別枠)
利率(年)(注1)	当初3年間:0.31%(別枠の1,000万円以内)(注2)、4年目以降:1.21%
ご返済期間	【設備資金】10年以内(うち据置期間4年以内) 【運転資金】7年以内(うち据置期間3年以内)

(注1) 令和3年8月1日時点で適用される利率です(ご返済期間5年の場合)。

(注2) 当初3年間(別枠1,000万円以内)に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間(6,000万円以内)に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間(1,000万円以内)の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。



松江支店の石橋です。
この3月に松江支店に参りました。
趣味はサイクリングです。
どうぞお気軽にご相談ください。



浜田支店の糸田です。
広島市出身です。趣味は釣りです。
地域の発展に貢献できるように頑張ります。
よろしくお願いします。



松江支店の岡部です。
趣味は子供との公園巡りです。
皆さまからのご相談をお待ちしております。

《お問い合わせ先》

(公財)島根県生活衛生営業指導センター

☎ 0852-26-0651

日本政策金融公庫 松江支店(国民生活事業)

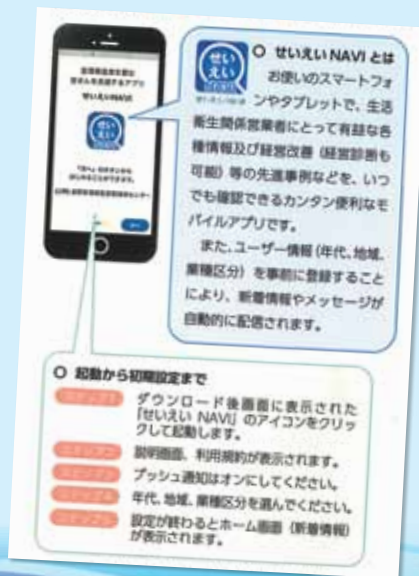
☎ 0852-23-2651

日本政策金融公庫 浜田支店(国民生活事業)

☎ 0855-22-2835

生活衛生業のすべての皆様へ

カンタン便利！
「せいえいNAVI」
をご利用ください



生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえいNAVI



「せいえいNAVI」は、お使いのスマートフォンやタブレットで、生活衛生関係営業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取りできる、簡単で便利なモバイルアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報を検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。

アプリをインストールしましょう
(QRコードからダウンロード)

無料！

対応機種／スマートフォン、タブレット
OS／iOS(ver.13以上)、Android
インストールは App ストアまたは Googleplay ストア
からアプリをダウンロードします。
※ 本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を
取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

1. 新着情報 生活衛生営業の新着情報を知ることができます！

2. 検索機能 生活衛生営業関連の情報を複数の条件で探することができます！

3. 先進事例 経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます！

4. 経営診断 自店の経営診断ができます！

質問に即答していく形式で、自店の強み・弱みを診断し、経営を支援するためのマニュアルを参照できます。

その他の便利な機能

希望者には新しい情報や連絡事項がスマホに自動的に通知されます（プッシュ通知設定）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

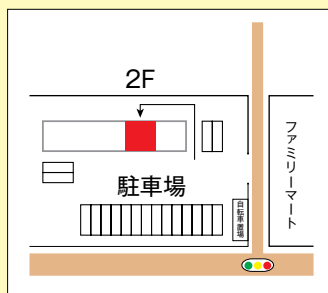
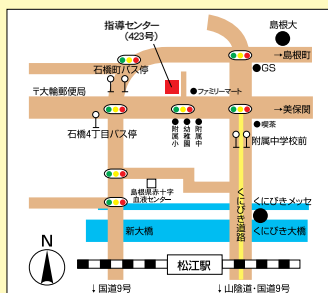
生 衛 業 の 皆 様 に 営 業 相 談 室 の ご 案 内

生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで（土・日・祝祭日を除く）

◆ 指導センターの事業計画、各種研修（クリーニング師研修など）については、ホームページ（<https://seiei-shimane.or.jp/>）をご覧ください。



〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423 号
TEL：0852-26-0651 Fax：0852-26-4684